

ルソーとホッブス（1）

—その一側面—

山本周次

はじめに

一、「人の支配」と「法の支配」

〔以上本号〕

二、利己主義の哲学とその克服

三、社会契約と正当性の根拠

おわりに

はじめに

ルソーの政治思想の源泉についてはこれまで様々な研究がなされてきた。しかし、同じく社会契約説に一括されるホッブスとの関係についていえば、それほど明らかにされているとはいえないのが現状である。⁽¹⁾ たとえば、ルソーの政治思想の源泉についての最も詳細な研究であるドラテの著書においても、ルソーがホッブスのどの著作を読んだのかは不明だとされている⁽²⁾。またウォクラーは、英語の読みなかつたルソーは、ホッブス哲学についてディドロから多くを学んだと推定している⁽³⁾。このような研究状況から見て、ルソーがホッブスのどの作品からいかなる影響を受けたのかという点を実証的に解明することはここでの目的ではない。ただ、ルソーの思想とホッブスの思想とを比較した場合、次の三点について何らかの関係（類似と相違）が認められるようと思われる。

第一は、主権論におけるルソーとホッブスとの関係である。社会契約という観念もこの内に含めることができる。第二は、人間観についての両者の関係である。これについては、従来もっぱらルソーによるホッブス批判が強調されてきた。しかし、そのことは裏返していえば、ルソーがホッブスの人間観を批判すべき価値のあるものと見なし、それを克服すべき対象と考えたということでもある。ルソーがホッブスの人間観のどの点をいかに克服していくのか、という問題はルソーの政治思想を解明する上で、一つの大きな問題とえることができる。第三に、宗教と政治についての両者の見解である。ルソーは『社会契約論』の中で、国家の統一を保持する上で宗教が不可欠の道具となることをホッブスから学んだ、と明言しているからである⁽⁴⁾。

本稿では、ルソーとホッブスとの以上の三つの関連の内で類似性が最も顕著な主権論、とくにその「市民的人格」の概念について第一章で取扱う。次に、一見したところ対立しているように見える、ルソーとホッブスの人間学につ

いて第二章で検討する。そして、ルソー・ホップス問題において最も根本的だと思われる正当性問題を「社会契約」の概念と関連させながら第三章で論じることにする（なお、政治と宗教との関係については、別の稿で改めて論じたいと思う）。このようにルソーとホップスとを対比することによって、ルソーの思想に一つの光を当てるのが本稿の目的である。⁽⁵⁾ とくに、ルソーの国家を構成するのはどのような個人かという問題、すなわち『不平等起源論』と『社会契約論』とはいかなる関係にあるのか、というルソー研究史の上での一つの大きな問題についてやや詳しく考察したいと思う。

一、「人の支配」と「法の支配」

ルソーは一七六七年七月一七日付のミラボーへの有名な書簡の中でホップスにふれている。この書簡の中にはルソーのホップス評価が鮮明に表れているように思われる。彼はそこです、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの唱える「合法的專制 *despotisme légal*」の観念について、それがサン・ピエール師の体系に似ていると指摘した。二人とも、專制君主は決して理性に従つて行動するものではないという点を看過している、こうルソーは批判する。「しかし、だれが自分の真の利害に基いて行動するのでしょうか。そんな人がいるとすれば、それは賢者だけです。それゆえ、あなた方は専制君主を賢者にしてしまわれるのです。ほとんどすべての人は自分の真の利害を知っていますが、だからといってそのおかげでそれによりよく従えるというものではないのです。〔中略〕情念がわれわれを導くときには、理性の光がなんの役に立つでしょうか。」従つて、ド・ラ・リヴィエールやサン・ピエールの体系は現実の人間には適用不可能なものだといわざるえないである。「あなた方はあまりに自分の計算を過大視し、人間の心の傾向と情念の

作用をあまり重視していないのです。あなた方の体系はユートピアの人々には非常に結構なものです、アダムの子供たちにとつては何の値打ちもありません。⁽⁷⁾

ルソーはこう述べた後、『社会契約論』の目的は「人の上に法を置く政府形態を見出すこと」であると規定し、次のように言葉を継いでいる。「もし不幸にしてこの形態が見出されないのであれば、そして私はそうでないかと思つていることを正直に白状しますが、私の意見はこうです。すなわち、他の極端に走り、すぐにできる限り法の上に人を置き、従つて恣意的な専制、それもできる限り恣意的な専制を確立せねばなりません。私はその専制君主が神であればいいのにと思います。要するに私は、最も厳格な民主政 *la plus austère Démocratie* と最も完全なホップス主義 *le hobisme le plus parfait*との間に我慢できる中間というものを少しも見ないので。というのは、国家を絶えざる内乱の中に置くのは人間と法との衝突であり、これはあらゆる政治状態の内で最悪のものだからです。⁽⁸⁾

ルソーがここで何よりも危惧しているのは、主権が分割されることから生じる無秩序である。それぐらいなら、むしろ主権者が既存の法に超越し、すべての法を決定する「ホップス主義」の方がましだとルソーには思えたのである。そしてこうした危惧の基礎にあるのは、情念につき動かされて行動する人間という人間観である。いいかえれば、ルソーはここで人間を「危険な存在」⁽⁹⁾と見なす観点に立脚しているように見える。明らかに、ルソーはここで「ホップス主義」に極めて接近している。しかし同時に彼は、自らが『社会契約論』で展開した理論はその対極にあることも鋭く意識していた。結局ルソー・ホップス問題の勘所は、この点をルソーに内在しつつ、いかに理解するか、という点にある。その点を解明するために、ここで少しルソーの説明を敷衍してみよう。

ルソーはこの中で、自らの原理を「人の上に法を置く」ものであり、ホップスの原理を「法の上に人を置く」もの

と見なしている。すなわち、これはルソーの「法の支配」とホップスの「人の支配」との対比、として理解することができる。ただし、この場合まず第一に注意すべきは、ルソーのいう「人の上に法を置くこと」は、伝統的な意味での「法の支配」の観念とは全く異なるという点である。⁽¹⁰⁾ すなわち、中世を通じて形成されてきた「法の支配」の観念は、裁判官がその内容を確定するという意味で「発見した」法に、国王が拘束されるというものである。この場合は、この法を誰が制定したかという点は、そもそも問題とされないのである。これが中世立憲主義の中核をなす「法の支配」の観念である。この観念は近代にも継承され、近代自由主義の制度的保証としての立憲主義の中心となつたのである。従つて、ここでは、誰が支配するか、という点よりも、いかに支配するか、という点にもつぱら関心が払われているといつてよい。ところが、ルソーのいう「人の上に法を置くこと」という考え方はそれとは異なつてゐる。彼の場合には何よりも、法を制定する者、すなわち主権者が人民であることを前提している。その点で、これは立憲主義のいう「法の支配」の観念とは意味を異にするのである。

しかし、かりにルソーがここで「人の上に法を置くこと」と「最も厳格な民主政」とを同じ意味で用いていいるとすれば、その意味は人民主権というだけにとどまらない。というのは、もともとルソーにとつては、人民主権によつてしか正当な国家は構成されえないからである。ただし、主権（すなわち立法権）と区別された行政権については事情は異なつてゐる。というのは、ルソーは『社会契約論』において主権（立法権）と行政権とを厳密に区別し、民主政という政府形態をたんに行政権の所在としてだけ用いてゐるからである。⁽¹¹⁾ 主権すなわち立法権は人民の集会にのみ属する。それに対し、その法を適用する任務を負う政府の形態は、その国に置かれた環境に応じて、多数者が支配する民主政にも少数者が支配する貴族政にも一人の者が支配する君主政にもなりうる。これがルソーの考え方であつた（た

だし、ルソーは一般的には、政府形態としては貴族政が望ましいと考えていた。この点は、主権者として一人の君主が望ましいとホップスが考えていたのと似ている。というのは、二人ともその著作の中では自らの信念にその理論的証明を与えていないからである⁽¹²⁾。それゆえ、ルソーがこの書簡で述べている「最も厳格な民主政」とは、人民主権、すなわち『社会契約論』にいう「共和政」の内で、政府形態としても民主政を採用する体制と解するのが妥当である⁽¹³⁾。このように考えれば、「最も厳格な民主政」が不可能だというルソーの告白は、『社会契約論』の叙述とは何ら矛盾しないことになる。ルソーはそこで、「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるであろう。これほどに完全な政府は人間には適しない」⁽¹⁴⁾と声明しているからである。従つて、ルソーは一方の極に神のような人民から成る民主政を置き、他方の極に神のような君主が支配する「ホップス主義」を置いたことになる。彼によれば、この中間に位置する形態は何であれ不完全なものであり、その意味で主権は何らかの意味で制限されていると考えられるのである。つまり、ルソーは人民主権の理念型としては、民主政がふさわしいと考えたことになる⁽¹⁵⁾。

このようにして、ルソーは「合法的」と「専制」という二つを全く両極のものとして考えながら、しかもその両極においてこそ主権が完全に不可分である状態を見出した。それゆえ、ルソーはホップスから「市民的人格」の概念を継承することができたのである。

ところで、ホップス自身は『リヴィアイサン』において法の支配を次のように批判している。「よく秩序づけられたコモンウェルスでは人々ではなく法が統治すべきだ、といふこのことが、アリストテレス政治学のもう一つの誤謬なのである」⁽¹⁶⁾。このときホップスの念頭にあつたのは、ルソーと同じく、権威の分裂が国家を内乱に導くのではないかという危惧の念であった。ホップスは『市民論』の序文の中で、自己の論敵として次の三者を挙げている。第一は、神法

や自然法を根拠とする教会権力であり、第二は良心の自由を主張するプロテスタント・セクトであり、第三は、コモン・ローに依拠する法律家である。⁽¹⁸⁾ とくにホップスがここで「法の支配」の危険性に注意を喚起しているのは、コモン・ローに依拠する法律家を反駁するためであった。というのは、彼らは国家の内でコモン・ローが制定法に優越することを主張し、コモン・ローの「発見者」としての裁判官の権威を国王の上に置いたからである。ホップスはこれに対して、国家の権威は主権者以外から来るものではないと主張した。権威が一元化されることによつて初めて、内乱の危機が回避できると彼は考えたのである。もちろん、ホップスの主権者は、単一の人であることもあれば、合議体であることもある。しかし、いずれの場合でも、主権が統一的人格において体現されることが国家の秩序にとつて必要だとホップスは考えた。そのために彼は『リヴァイアサン』の中で「人為的人格 Artificial person」の概念を導入したのである。⁽¹⁹⁾

ホップスはまず、自己自身のような「自然的人格」と、何か他の者を代表する「仮装的または人為的人格」とを区別した後、「人格」の語源にふれて次のように述べている。すなわち、人格という意味のラテン語 *persona* はギリシア語のプロスオーポンと同じく仮面を表す。「そこで、人格とは、舞台上でも日常の会話の中でも役者と同じであつて、扮するとは、自己自身や他の者を演じること、すなわち代表することであり、他人を演じる者は、その他人の人格になうとか、その名において行為するとかいわれる。⁽²⁰⁾」たとえば、社会契約によつて設立される主権者は人為的人格として、契約当事者である個々人に代わつて行為を行うと見なされる。このようにして、本来はばらばらの存在である個々人が、この人為的人格の内で統一性を獲得する。「なぜなら、人格を一つにするのは、代表する者の統一性であつて、代表される者の統一性ではないからである。⁽²¹⁾」ただし、この人為的人格の役目を果たす者は、单一者の場合もあれ

ば、複数者の場合もありうる。

ところで、『リヴァイアサン』における「人為的人格」についてのホップスのこうした説明は、『市民論』の叙述とは明らかに異なつてゐる。というのは、ホップスは『市民論』の中で、国家すなわち「市民社会 civil society」を「市民的人格 civil person」と呼び、それを次のように規定しているからである。「さて、このようになされた結合は国家 City あるいは市民社会 civil society われには市民的人格 civil Person とも呼ばれる。というのは、万人から成る一つの意志があるときには、それは一つの人格と見なされるべきであり、そして（一つのという）その言葉によつて、それは自らの権利と属性とをもつものとして知られ、個々のあらゆる人から区別されるべきであるから。〔中略〕それゆえ、（我々が定義するような）国家は一つの人格である。そしてその意志は多くの人々の契約によつて、彼らすべての人々の意志として受取られるべきである。⁽²²⁾」明らかに、ホップスがここで述べている「市民的人格」とは国家のことであつて、国家の意志を代表する主権者についてはここでは何も語られていない。ところが、『リヴァイアサン』になると、主権者そのものが「人為的人格」として独立した地位を与えられるのである。すなわち、『市民論』においては各個人が自然権を放棄した結果として主権者が強大な権力をもつにすぎないのである。『リヴァイアサン』の主権者は、国家を代表するという点でより積極的な役割を有している。従つて、主権者の権威の理論的根拠をホップスは強化したのである。⁽²³⁾

ただし、ホップスのいう「市民的人格」は国家だけにとどまらない。たとえば商人団体といつたいわゆる結社もそれに含まれる。ホップスによれば、そうした団体も国家と同じく、契約に起源を有するものではある。しかし、それらはあくまでも国家に従属する「市民的人格」なのである。その意味で、国家は最高の「市民的人格」である。⁽²⁴⁾

ルソーは、ホップスの『市民論』における「市民的人格」の用法を継承した。すなわち、彼は『社会契約論』の中で、国家を「精神的人格 *personne morale*⁽²⁵⁾」と呼ぶとともに、統治者すなわち政府をも「精神的にして集合的な人格 *personne morale et collective*⁽²⁶⁾」と呼んでいるからである。ところでルソーにとって政府は中間団体いかえれば部分社会であるから、それはあくまでも国家に従属すべき立場におかれている。⁽²⁷⁾この点でも、ルソーは、『市民論』におけるホップスの用法の継承者である。

ところで、ルソーがホップスの「市民的人格」概念を継承したのは、アーフェンドルフを経由するよりもよってであつた。すなわち、アーフェンドルフは『自然法と万民法』の中で、ホップスの「市民的人格 *personne civile*」を「道德的人格 *personne morale*⁽²⁸⁾」と訳して受け継いだ。その際、彼は、主権は個人にも合議体にも屬しうるという教義も同時にホップスから継承した。⁽²⁹⁾ルソーが『ジュネーヴ草稿』で批判してゐる点である。「主権者はその性質からして道德的人格でしかなく、彼は抽象的で集合的な存在でしかない。それゆえ、この語に帰せられる観念は單一の個人という観念と結びつけることはできない。」すなわち、ドラテや彼に従つてゐるマカダムのようによ、アーフェンドルフは国家を「道德的人格」と呼んでいるのだとすれば、『市民論』のホップスを受けついでいるということになるから、『ジュネーヴ草稿』のルソーの批判は同時に『市民論』のホップスに向かっていることになる。

ただし、『社会契約論』におけるルソーの代表制への批判には、『リヴィアアイアサン』批判の意図が明確に表れているように思われる。先に述べたように、ルソーはその中で、国家を「精神的人格」と呼ぶとともに、政府も「精神的にして集合的な人格」と呼んだ。⁽³¹⁾そしてルソーの場合、主権はあくまで人民全体、具体的には人民の集会に屬し、政府は単にそこで決められた法を執行する役目をもつにすぎない」とも前に述べたとおりである。ルソーはこのような区

別をした上で主権は代表されないことを明確に述べている。「主権は譲り渡されえない。これと同じ理由によつて、主権は代表されえない。主権は本質上、一般意志の中に存する。そして、一般意志は決して代表されるものではない。一般意志はそれ自体であるか、それとも別のものであるかであつて、決してその中間はない。人民の代議士は、だから人民の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは人民の使用人にすぎない⁽³²⁾。」ルソーはここで『リヴィアイアサン』において初めて登場するホップスの代表概念を念頭においていると考えられる。ルソーはそれに対し、行政権を有するにすぎない政府は代表されうるし、またその方が望ましいと考えていた。「法律は一般意志の宣言にすぎないから、立法権において人民が代表されえないことは明らかである。しかし執行権においては代表されうるし、またそうでなければならぬ。執行権は法律に適用された力でしかないからである。⁽³³⁾」

ところで、ホップスが『リヴィアイアサン』において、国家を「代表する」人為的人格としての主権者が必要だと考えたのは、彼の人間観と密接に関連している。というのは、アリストテレスに代表される階層的秩序とそこにおける正しい理性の存在とへの信頼は、もはやホップスにとって無縁だつたからである。平等な人間は、平等に理性的であると同時に、平等に情念に動かされる存在でもある。こうした不安定な状態を脱却するためには、かりに一人あるいは複数の理性が、その代わりをつとめて世界を秩序化する必要が生じる。すなわち、ホップスの代表概念の根底にあるのは、彼の理性主義との断絶なのである。⁽³⁴⁾ このホップスの考えは、「代表」という言葉こそ用いていないが、すでに『法の原理』に現れている。「正しい理性が存在しないということを見るならば、ある人、あるいは人々の理性がその代わりをつとめ supply なければならない。そして、その人あるいは人々が主権者の権力をもつ彼あるいは彼らなのである。」⁽³⁵⁾

ルソー自身も、理性主義に対する断絶という点ではホッブスと軌を一にしていた。⁽³⁶⁾個人意志から成る社会契約という観念を採用したことが何よりもその表れである。そして情念を何よりも重視するという人間観においても彼はホッブスの影響を受けていた。しかし、ルソーの場合には、ホッブスと違つて理性主義との断絶が完全に機械論的国家(ワトキンスの用語に倣えば唯名論的国家⁽³⁷⁾)を導くところまでは行かなかつたように思われる。彼の代表概念への批判もその一例である。おそらくその基礎にあるのは、ルソーの理性へのアンビヴァレントな態度であり、それ故に市民は国家設立後も以前として主権者でありつづけるのである。⁽³⁸⁾

このようにルソーはホッブスの主権概念を繼承しつつ、同時にそれを自己の関心に従つて組みかえていった。ホッブスに対するルソーのこの両義的な態度は、人間観においてきらに著しい。その点を次章で検討することにしたい。

二、利己主義の哲学とその克服

ルソーとホッブスとを比較する場合、その対立が最も鮮明に映るのは、その人間観の部分である。そのことは当時の人々にとつてもルソー自身にとつてもいわば自明のことであつたといつてよい。たとえば、ディドロは『百科全書』の項目「ホッブス主義」の中で、ルソーとホッブスを次のように比較している。「ジュネーヴのルソー氏の哲学は、ホッブスの哲学の裏返しといつてよい。一方は自然のままの人間を善良なものと考え、他方はそれを邪悪なものと考える。ジュネーヴの学者によると、自然状態は平和な状態であるが、マームズベリの学者によると、それは戦争状態である。ホッブスにいわせれば、法や社会の形成が人間をより良いものにしたのであるが、ルソー氏にいわせれば、そういうものが人間を堕落させたのである。」ディドロはこのように、ホッブスを性悪説、ルソーを性善説と規定した後、

「二人とも極端に走りすぎたのだ」と評して、彼自身の見解を表明している。「ホッブスの説とルソー氏の説の中間に、たぶん眞実と思われるもう一つの説がある。それは、人類の状態は不斷に移り変わつてゐるけれども、なおかつ人間の善良さ邪悪さは不変であつて、その幸福も不幸も超えることのできない限界内にある、という考え方である。人為による利便は人為による害悪と相殺され、自然状態の不幸は、自然状態の幸福と相殺されるという説である。⁽³⁹⁾」

ルソー自身はすでに『学問芸術論』（一七四九年）の中でホッブスについて批判的に言及しているが、その学説について詳しくふれているのは『不平等論』（一七五五年）においてである。彼はここで次のように述べていて、「とりわけ、ホッブスのように、人間は善性について何の観念ももたないから自然的に邪悪であるとか、美德を知らないから悪に陥りやすいとか、同胞への奉仕を義務とは思わないから常にそれを拒否するとか、あるいはまた、人間は自分の必要とするものに対する権利が自分にあると認めるのは正しいとしてもその権利のゆえに、愚かにも自分を全宇宙の唯一の所有者だと想像しているとか、というようなことを結論しないようにしよう。」⁽⁴⁰⁾ルソーはこう述べたあとで、「悪人とは頑丈な子供なのだ」というホッブスの『市民論』の一節を引用し、二つの点でそれに反論を加えている。第一に、たとい人間に邪悪な側面があるとしても、それはホッブスのいうように自然的なものではなく、むしろ社会のなせるわざだという点である。第二に、自然状態においては、人間には（そして動物にも）他人に対する攻撃性を柔らげるシステムが内在している。それが「憐れみの情（ピティエ）」という感情である。つまり、ルソーもホッブスを性悪説と規定してそれを批判していることになる。

それではルソー自身は自己の考えを性善説だと考へてゐるのだろうか。彼自身の考へはこうである。「この状態〔自然状態〕にある人間たちは、互いの間にいかなる種類の道徳的な関係も、はつきりした義務ももつていなかつたのだ

から、善人でも悪人でもありえず、また悪徳も美德ももつていなかつたと思われる。ただし、これらの語を物理的な意味に解して、個人に属して自己保存に害のあるような性質を悪徳と呼び、自己保存に役立つようなものを美德と呼ぶならば話は別である⁽⁴³⁾が。」ルソーのこの叙述を文字通りに読む限りは、彼は自分の見解は性善説でも性悪説でもないといつてゐるよう映る。しかし一般的には、性善説でも性悪説でもないという場合には、ディドロのように、人間は善悪両方の素質を幾分か兼ね備えた存在である、と主張するのが普通である。それに比べて、このルソーの主張はいかにもわかりにくい印象を与える。これを理解するためには、先ずルソーが批判の俎上にのせているホップスの人間観がいかなるものかを検討しなければならない。

ところで、ホップス解釈の上で最大の難問はその自然法の性格についてである。従来の伝統的なホップス解釈によれば、ホップスの自然状態においては、人間は自己保存と自己利益を行動の動機としており、自然法は利益間の衝突を極小化するための一便と考えられてきた。ところがテーラーはこの解釈に異議を唱え、ホップスの自然法は自然状態における人間を拘束する倫理的役割を果たすものである、と主張したのである。さらにウォレンダーもこの主張を補完して、ホップスの内には「動機の体系」と「義務の体系」という二元論が存在する、という命題を提唱したのである⁽⁴⁴⁾。ワトキンスが「テーラー＝ウォレンダー＝テーゼ」と名づけたこの主張が批判的目的とする従来の解釈はヘーゲルの言葉に的確に表現されているが、それによれば、ホップスは「国家を統合する紐帯、すなわち、国家にその権力を付与するところのものを、われわれのうちに存し、われわれがみずからのもとの認める諸原理から導出しうとしたのである。⁽⁴⁵⁾」

この二つのホップス解釈の是非を判断するためには、ホップス自身の叙述を検討する必要がある。ところで彼が、

『法の原理』から『リヴァイアサン』に至る一連の政治的著作の中で展開したのは、アリストテレスに代表される目的論的秩序観に対する批判であつた。彼はそのことを『リヴァイアサン』で明言している。「我々は、この世の至福は、満足せる精神の平安のうちには存しないということを銘記しておくべきである。というのは、昔の道德哲学者の書物が述べているような究極目的 *Finis ultimus* とか至高善 *Summum Bonum* とかは存在しないからであり、また欲求がある目標に到達した人は、感覚と想像力とが停止してしまつた人と同じく、もはや生きていられないからである。

至福とは、一つの対象から他の対象への欲求の継続的な進行であり、前者の獲得はなお後者への過程にすぎないのである。⁽⁴⁶⁾ ホッブスがここで批判の対象としている目的論的秩序観は、プラトンに始まりアリストテレスにより大成され、中世のキリスト教的世界観の中心となつた観念である。この考えによれば、存在するあらゆる事物はすべて階層的に秩序づけられ、それそれが本来そのあるべき場所をあらかじめ定められている。そしてすべての事物は神へと向かう存在のはじご、すなわち「存在の連鎖」を形づくつてゐるのである。⁽⁴⁷⁾ この階梯の中では、あらゆる価値は最高の段階に位置する最終目的との関連によつてのみ決定される。それゆえ、個々の存在の行動が正しいか否かは、それ自体によつてではなく、最終目的の実現にどれほど寄与したかによつて判断されるのである。⁽⁴⁸⁾

ホッブスがこれに換えて置いたのは、あらゆる事物が存在論的に同一のレベルに位置し、各々が個々別々の固有の動機に従つて行動する、という考え方である。ここにあるのは、自己をいかに保存するか、そのためにはいかに自己の利益を獲得するか、という各人の利己的な利害関心だけである。ホッブスの『法の原理』でのアナロジーに従えば、人間の生活はレースに似ている。それは、先頭に出ることの他には目標をもたないレースである。「たえずすぐ前に出ることが至福であり、そのコースを放棄することは死ぬことである」⁽⁴⁹⁾ このようにホッブスの自然状態は各人が自己の

利益を求めて競争を繰り広げ、しかも相互の能力の差は他人を永続的に支配できる程には大きくない状態である。このような状態が「万人の万人に対する戦争⁽⁵⁰⁾」に帰着するのは、けだし必然であろう。この状態において善惡の基準があるとすればそれは個人的な欲求だけであり、そこではなにごとも不正と見なされることはできない。というのは「共通の力が存在しないところに法はなく、法のないところに不正はない」⁽⁵²⁾からである。

ホップスは、個人の安全にとつて不安定なこの状態からの脱却の可能性を情念と理性とに求める。すなわち、自己保存にとつて最大の脅威である死に対する恐怖が、人間にこうした状態を終結させるように働きかけるのである。この際に理性が提示する規則がホップスの自然法である。「自然法 Lex Naturalis とは、理性によつて発見された戒律、または一般規則である。それによつて人間は、自己の生命を破壊したり、あるいはその生命を維持する手段を奪い去るようなことを行うのを禁じられ、またそれを維持するのにもつとも良いと考へることを回避するのを禁じられるのである。⁽⁵³⁾」このように、ホップスの理性は、自己保存という目的にとつていかなる手段が最もふさわしいかを選択する技術的理性であり、自然法はそのための規則にすぎない。それゆえ、ここで支配的なのはあくまで情念であり、理性はその支配下におかれている。「なぜなら、欲求に対する思考の関係は、斥候や間諜が、外を歩き回つて、意欲されたものごとに達する道を見出すのと同じことであつて、精神の運動の堅固さと迅速さとは、すべてそれから生じるからである。⁽⁵⁴⁾」その意味で、自然法は道徳的義務ではなく、ホップスの利己主義の心理学の延長線上に位置するのである。⁽⁵⁵⁾

ホップス解釈をめぐる第二の論点は、彼の政治思想と唯物論的自然観との関係である。これまで長い間、ホップスは唯物論の基礎の上に彼の政治思想を展開したと信じられてきた。⁽⁵⁶⁾ 彼は一六二九年から三一年にかけての大陸旅行の

途中でユークリッド幾何学にふれ、それ以後、次第に唯物論的体系を築いていった。そして『法の原理』以下の政治に関する三部作はこの時期に書かれたという事実が確認されているからである。ところがこの通説に対してもシュトラウスはその著書の中で反対論を提示した。彼によれば、ホップスの政治理想の枠組はすでにツキディデスの著書『戦史』の翻訳に付した序文（一六二九年）の中に表れている。それゆえ、ホップスの自然観が構成される前に彼の政治理論は形成されていたのであり、それはそれ以前の二十年に及ぶ「人文主義期」の産物なのである。⁽⁵⁾ このシュトラウス説については、今日では有力な反対証拠が存在する。すなわち、一六三〇年頃に書かれたと推定される「第一原理にかんする小論」と題する論文の中で、すでにホップスは後の唯物論的自然観を想起させる見解を表明しているからである。それ故、資料の上では、ホップスの政治理想と自然観とはほぼ時を同じくして形成されたと考えざるを得ない。しかしここで問題となるのは、年代的なものではなく、それら両者の間の論理的連関である。

ホップスの唯物論に内在する問題点は二点に大別できる。第一は当時の唯物論に随伴する時代的制約であり、第二は唯物論哲学に固有の問題である。第一の時代的制約についていえば、当時はまだ科学と哲学とが未分化の時代であつた。すなわち、客観的世界を対象とする科学と主観を対象とする哲学との区分はまだ定かではなかつたのである。今日の我々なら、唯物論を採用する場合でも、自然界と人間世界とに別々の法則を適用したとしても何ら疑問に感じない。大部分とまではいかなくとも、恐らく多くの人がそうであろう。しかし、ホップスの時代においては事情は異なつていた。たしかにホップスも『リヴィアイアサン』の中で次のように述べて、自然界と人間界とを同列に扱うことには疑問を提示している。「この神の自然の王国では、何事を知るにも、自然理性による以外の、すなわち自然科学の諸原理からする以外、道はないと考えられるが、それらは、われわれ自身の本質も、また最小の生ける被造物の本質さ

えも我々に教えることができないと同様に、神の本質についてもわれわれになにかを教えるどころではない。⁽⁵⁸⁾」しかし、認識主体の問題が事実についての知識の中に埋没した状態を批判し、科学と哲学とを峻別するにはロックの登場を待たねばならなかつたのである。

ロックは『人間知性論』の中で、哲学の課題を人間知性の機能の範囲を確定することであると規定して、次のように述べている。「というのは、人間の心がよく向かいがちな若干の研究を満足させる第一歩は、私たち自身の知性を調べ、私たち自身の力を検討して、どんな物事に知性や能力は適応するかを見ることだと考えたからである。この点を見ないかぎり、私たちは間違つた端から着手したのであり、まるで私たちの知性は存在者のあの果てしない広がりを本来自然に疑いなく手に入れていて、その中には知性の了解を逃れたものとかは何一つないかのように、私たちの思惟を存在者の広大な大洋に解き放ちながら、私たちに最もかかわりのある真理を静かにしつかり保持して満足しようと、空しく探索したのだと思う。」こうした足場を固めずにやみくもに知識を増やしてみたところで、結局は懐疑論に陥るだけだ、とロックは言う。それゆえ必要なのは、「私たちに了解できるものと了解できないものを分ける境界線を見出す」ことである。⁽⁵⁹⁾

こうしたロックの方法によつて、科学と哲学とは明確に分離された。すなわち客観世界についての知識である科学は認識主体とは独立の領域であり、その点で主観の問題を扱う哲学とは区別されたのである。しかも哲学はさらに、認識主観の精神の諸機能の相互作用を対象とする心理学と、主観と客観との関係そのものを対象とする認識論とに分化したのである。⁽⁶⁰⁾

ホップスの場合、哲学と科学との区別についておぼろげな意識は抱いていたにせよ、それを十分に方法化するには

至らなかつた。それゆえ、彼は唯物論をあらゆる領域に一元的に適用した場合に生じる難問に行きあたつたのである。
 それは、「徹底した唯物論は必然的に懷疑論へ到達する」のではないかという疑問である。⁽⁶²⁾ すなわち、あらゆる事物が因果連関の中にくみこまれており、どれ一つとして特別の優越した地位を確保しえない機械論、とくに唯物論にあつては、道徳主体といえどもその例外ではないからである。人文主義的教養を兼ね備えたホッブスには特にその危機意識は強かつたに相違ない。こうした因果連関の中で、そうした拘束から独立した「道徳的定点」（シユトラウス）を確保することがホッブスの国家論の眼目であつた。そしてそのことは、『リヴァイアサン』において、主権者を「人為的
 人格」として概念化した点にも表れているのである。

ルソーが批判の対象としたのは、ホッブスのこの利己主義の哲学とその基礎にある唯物論である。ルソーが『不平等論』の中で、「ホッブスは自然法の近代のすべての定義の欠陥を非常によく見てとつた。しかし彼が自分の定義から引き出した結論は、彼がやはり間違った意味にそれを解していることを示している」と述べるとき、彼はホッブスが企てた目的論批判の意義を承認しながらも、ホッブスがそれに換えて置いた自己保存の概念に異議を申し立てているのである。たしかに「憐れみの情」についてだけなら、ホッブスも『リヴァイアサン』の中でそれを叙述している。⁽⁶³⁾
 しかし、ルソーにとつてそれは自らの考える「憐れみの情」とは全く別の代物であつた。というのは、ホッブスの場合には、憐れみでさえも利己的な情念体系の中の一部を占めるものにすぎないからである。⁽⁶⁴⁾

ルソー自身は、科学、すなわち外界世界の知識についてはかなりの程度まで唯物論を承認していた。しかし認識主体の問題、あるいは主体間の関係については事柄は別であった。彼は個の自己保存についてはホッブスと全く意見を異にしていた。彼は『不平等論』の註の中でホッブスの自己保存の概念を批判して、「自己愛」と「自尊心」という有

名な区別を行つてゐる。「自尊心 amour-propre と自愛 amour de soi-même を混同してはならない。」の二つの情念はその性質からいつてもその効果からいつても非常にちがつたものである。自愛は一つの自然的な感情であつて、これがすべての動物をその自己保存に注意させ、また人間においては理性によつて導かれ憐れみによつて変容されて、人間愛と美德とを生み出すのである。自尊心は社会の中で生まれる相対的で人為的な感情にすぎず、それは各個人に自己を他のだれよりも重んじるようになむけ、人々に互いに行うあらゆる悪を思いつかせるとともに、名譽の真の源泉なのである。」ルソーはさらにこう述べてゐる。「われわれの原始状態、眞の自然状態では、自尊心は存在しない。なぜなら、個人としての人間はだれでも彼を観察するただ一人の見物人、宇宙において彼に関心をもつただ一人の存在、彼の価値のただ一人の審判者と自分自身を見なしてゐるのだから、自分の力の及ばない比較といふことにその源を発する感情が、彼の心中に芽生えるなどというのは不可能だからである。」つまり、ルソーはここで、他者とは全く独立した個の価値を主張することによつて、むしろホップスの自己保存の觀念が他者への依存に他ならぬ点を批判してゐるのである。

ところで自己保存の觀念は古代以来、哲学的関心の対象であった。たとえばキケロはその作品 *De Finibus* の中でエピクロス派の快樂説とともにストア派の自己保存の觀念を取り上げてゐる。しかし、キケロはここで自己保存の觀念をあくまで目的論的に理解し、それを自己実現を含むものと考へたのである。⁽⁶⁷⁾ ルソーの内にこうしたストア的觀念の要素が全くないということはできないであろう。たとえば、「眞の自己」というルソーの考へには、ストア派の「自己実現」の觀念の影響が感じられる。しかし、大体においては、ルソーはホップスが行つた目的論批判を受入れていたことは『エミール』の次の叙述からもうかがうことができる。「人間にとつて自然な唯一の情念は自己愛、つまりひ

ろい意味における自尊心である。この自尊心は、それ自体においては、あるいは我々との関係ではよいもの、有益なものである。そしてそれは、他人と必然的な関係をもつものではないから、この点においてはもともと利害のないものである。それを適用するとき、そして何ものかと関係が生じるときにはじめて、それはよいものともなり、悪いものともなる。⁽⁶⁸⁾ 「このようなルソーの自己保存の基礎にあるのは、当時かなり普及していた「存在の感情」という観念である。いまかりに、古代から中世にいたる秩序観を目的を個の外に指定するという意味で超越的あるいは外在的目的論、ホツブスに代表される秩序観を機械論と名づけるとすればルソーに見られるような秩序観は目的を個の内部におく、すなわち個を個によつて内在的に基礎づけるという意味で内在的目的論と呼ぶことができる。比喩的に言えば、個は個の上に超越することで目的と結びつくのではなくて、個の底にあるいは源泉に降りていくことで、目的あるいは秩序と融合できるのである。ルソーがドフィルヴィルへの手紙の中で述べている「道徳的利害関心」の観念は、こうしたルソーの秩序観を表明したものであろう。⁽⁶⁹⁾ この点でルソーは後にカントが理論的な形で遂行する機械論から目的論への再転換を漠然とした形ではあれおこなつてゐるのである。⁽⁷⁰⁾

ルソーの理論のわかりくさは大部分、ルソーがこの立場、すなわち旧来の目的論でもなく新たに出現した機械論ないしは唯物論でもない第三の立場をとることから來てゐる。というのはルソーは目的論を批判する場合には機械論に立ち、機械論を批判する場合には目的論に立つてゐるかのとき印象を与えるからである。その最も顕著な例は『ジユネーヴ草稿』の第一編第二章であろう。定稿では削除されることになるこの章でルソーが批判の対象にあげてゐるのは、ディドロが『百科全書』に執筆した「自然法」の項目で説いた「一般意志」の概念である。ルソーは、自然法論者の説く「一般意志」は情念によつて動かされている現実の人間には何の意味もないと指摘する。「欲望が我々を互

いに接近させるにつれて情念が我々を互いに分裂させるので、我々が同胞の敵になればなるほど、同胞なしで過ごすことができなくなる。このようなものが、一般意志と呼ばれているものの最初の絆なのである。⁽⁷¹⁾「ここには「全体を編成する諸部分間の紐帯が欠如」しており、こうした状況で人々に「人類」や「一般意志」といった観念を吹き込み、自然法に従うことを説いてもしょせんむだである。なぜといって、この場合の一般意志とは「各個人の中には、情念の抑制の内に推論する悟性の純粹な作用」であり、いいかえれば抽象的な理性だからである。しかしこれについて人々は次のような、ホップス的といつてもよい疑問を呈するであろう。「だがなぜ、この規則に従わねばならないのか。その理由が私にはまだ分からぬ。何が正義かを私に教えてくれることが問題なのではない。正しく振舞うことでは、私にどんな利益があるかを私に示してくれることが問題なのだ。」⁽⁷²⁾

こうしてルソーは、自己利益と別の源泉から義務を引き出そうとするディドロの自然法の観念を批判した。それは同時に、ディドロが依拠しているペーフェンンドルフに対する批判でもあった。ルソーはここで自己保存について言及する。「このように自己自身から離れることのできる人間がどこにいるのか。また自己保存への配慮が自然の第一の掟であるとすれば、このように人類全般のことを考え、自分の個人的な人格とどんな関係があるのかわからないような義務を自分自身に課するよう強制することができるものなのか。」⁽⁷³⁾

ルソーがここでディドロ批判の根拠としている立論がホップスとどれほど異なるのかは判断し難い問題である。それというのも、ルソーのここでの主たる目的は、ディドロが依拠する普遍的な「一般意志」概念をホップス的利己主義と向かいあわせることによって解体することにあるからである。その場合に、ルソーが自己の立場とホップスの立場とをどの程度明確に区別しているかについては、より詳しい検討を必要とする。

いま、その点を別にすれば、人類をどのようなものと見なすかについてのルソーとディドロとの対立はサルトルが『弁証法的理性批判』で提示した「系列 *série*」と「活動的集団 *groupe actif*」との区別に対応するように思われる。⁽⁷⁴⁾

『弁証法的理性批判』では、[「系列」]とは停留所でバスを待つ人々の列のように「原子化された人間の受動的な集まり」であり、「活動的集団」とは「連帯感をもつ人間の活動的な集まり」である。⁽⁷⁵⁾あるいは、先の言葉を使えば、ディドロの「人類」は伝統的な意味で目的論的であり、ルソーがここで提示しているのは機械論的な人類概念のように見える。このようにルソーは個人の欲求に媒介された人間の義務を探究したが、それは『ジュネーヴ草稿』では十分に果たされているとはいえないようと思われる。彼はこの第二章の末尾で「惡そのものの中から、それを癒すべき惡を引き出すよう努力しよう。できれば新しい結合によつて一般的結合の欠陥を矯正しよう」⁽⁷⁶⁾と述べているが、それ以上具体的には説明されていないからである。ルソーが彼独自の人間観に基いて政治論を開拓するのは『社会契約論』の定稿においてである。彼はその冒頭で「私は、人間はあるがままの人間として、また法律をありうべきものとして取り上げた場合、政治秩序に正当で確実な何らかの政治上の法則がありうるかどうかを調べてみたい。私は正義と有用性とが決して分離しないようにするために、権利が許すことと利害が命ずることとをこの研究において常に結合するよう努めよう」⁽⁷⁷⁾と宣言しているが、この「あるがままの人間」とは伝統的意味における目的論的でも機械論的でもない、彼独自の人間観を表していると考えられる。それがいかなる国家に帰結するのか、そしてそれはホッブスの国家とどのように異なるのかを検討するのが次章の課題である。

- (一) ルソーとホッブスの関係についての日本における数少ない研究の一つである田中知「ホッブスとルソー——『リカニア・サノ』と『社会契約論』の継承関係やむくへト——」（田中知『ホッブス研究序説』御茶の水書房、一九八一年に所収）の中、「輝かしい不動的地位を占めている。しかし驚くべきこと、ホッブスとルソーは、ロシクと共に、社会契約論者、近代国家論の形成者として政治学史上にはこれまでのいわゆる明確な区別がなされてゐる」（一九八一年版、傍注原文）。なお、その他に、市村光恵「ホッブスとルソー」（『歴史叢書』第十一卷第五章、一九二四年）、坂阪長四郎「ホッブスとルソー——主権論、特にその絶対性に就いて——」（『大阪学芸大学紀要A』第一期、一九五三年四月）、および西島幸右「ルソーとホッブス——ルソーの政治思想の形成過程——」（『世界史研究』第一八・一九・二〇合併期、一九六一年五月）を参照した。
- (2) 「不満にしてゐるがおおさ、みんな状況説明によつて、ルソーの読んだホッブスの著書がみんなのものか、まだのようだ版や彼はやねんや讀んだのかな、誰がやつて決定かねえよせやあたこ」（Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, 2^{ed.}, 1974, p. 103. 国書出版社『ルソーの時代の政治学』九州大学出版会、一九八六年、九一頁）
- (3) R. Wokler, "The influence of Diderot on the political theory of Rousseau : two aspects of a relationship," *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*, CXXII, 1975. より M. Cranston, *Philosophers and Pamphleteers : Political Thoughts of Enlightenment*, Oxford, 1986, p. 170, n. 29. 増刊・三木編『啟蒙の政治哲学者たち』監修編、一九八六年、一七一頁。
- (4) *Contrat social*, IV, ch. 8, *Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, Bibliothèque de la Pléiade (エド・O. C. ルブル), t. III, 1964, p. 463. 總題・第三編『社会契約論』訳波文庫、一九五四年、一七一頁。
- (5) H.R. Cell and J.I. MacAdam, *Rousseau's Response to Hobbes*, New York, 1988, X. より Derathé, *op. cit.*

- pp. 100-113 参照。」)」であらかじめ記譲めいたものを「べ」とすれば、市村光恵の次の摘摘がほど妥当するように思われる。
- 「ルソーの説は表面上はホップスの説とは反対の様であるが、仔細に観察すると両者の間には諸所共通の点があり、又ルソーは其説をホップスから借りたと思はぬ所がある。」(市村前掲論文一頁。ただし漢字は新字体に改めた)。市村光恵はその先駆的な研究の中でルソーとホップスの共通点を九項目にわたつて列挙するとともに、主権の所在についての二人の相違にもふれた後に次の様な結論を下してゐる。「学説の根拠をホップスに取り之を別個の方面に応用して人民主権の説を高調した所にルソーの直覚力の偉大なる働きがある」(一一頁、原文旧字体)。」)における市村光恵の説明は極めて説得的であるが、次の三点が興味深く思われる。第一に、彼が「民約論」という語と並べて「社会契約説」「社会契約論」ということばを用いてゐることである。第二に、ルソーとホップスの共通点の一つに抵抗権の否定を擧げながら、この点に限つて『社会契約論』の典拠を引用していな」とである。第三に、文中の激烈な反民主主義的言辞にもかかわらず、ホップスからルソーに至る社会契約説の思潮を冷静に吟味し、それを国家論の根拠として積極的に評価しようとする彼の姿勢がこれである。
- (6) *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau* (以下、C. C. J. 訳証), t. XXXIII, Oxford, 1979, p. 240. 原好男訳「書簡集下」『ルソー全集第十四卷』白水社、一九八一年、三八二頁(ただし、訳文は一部改めた)。なお、ルソーのサン・ピエール評価については、拙稿「ルソーにおける戦争と平和——『サン・ピエール論』についての一考察——」(中谷猛編『政治思想と平和』昭和堂、一九八八年所収) 参照。
- (7) C. C., XXXIII, p. 240. 邦訳三八三頁
- (8) *ibid.* 邦訳三八三頁
- (9) C. ショナム、田中知詮『政治的なものの概念』未来社、一九七〇年、七〇一七八頁参照。
- (10) MacAdam, *op. cit.*, p. 11. 中井的「法の支配」の觀念について、田中前掲書一一一〇頁参照。
- (11) O. C., III, pp. 395-396. 邦訳八四頁。
- (12) ルソーは一七六二年七月一四日付のメジエールあての手紙の中で『社会契約論』によれて次のように述べてゐる。「」の作品で確立された政府の原理について言えば、それは次の二点に帰着します。第一に、正統なものとしては、主権はつねに人民

に属するところです。第11回、貴族政があらゆるものの中で最もだらしないやうだ。」(C. C., XII, p. 98) もいは『「かみの手紙』の「第六の手紙」を参照。「政府が受容できる最もまともな形態の主たるものは結局二つしかない」とになります。それらの有利な点、不利な点によってそれらを比較したあと、私は、両極の中間にある形態、貴族政の名を冠せられる形態を最良のものとして選んでしまふ。けれど、国家の体制と政府のそれとはまったく異なる二つの事柄である」と、そして私はそれらを混同してはこないことをおぼえておいて下さる。最良の政府は貴族政ですが、主権が貴族階級に属するのは最悪です。」(O. C., III, p. 809. 三合清隆訳『ルソー全集第八巻』一九七九年、二四五頁) 一方、ホップスは「市民論」の献辞で次のよき述べてゐる。「私は第十章における議論を通じて、人々が君主政よりも最も良い統治であるという信念を抱くにいたるよう努力した（しかし）、何の力だけは本書全体におこし書きを与へねばならぬが、蓋然的に述べたにすぎないものであらむ。君主政や君主を愛する者たち」(De Cive, The English version, A critical edition by H. Warrender, Oxford, 1983, Preface, p. 37. 邦訳は、J. W. N. ハトキンス、田中・高野訳『ホップス——その思想体系』未来社、一九八八年、五四頁の引用による)。なお、レオ・ショトラウス、添谷育志他訳『ホップスの政治学』みすず書房、一九九〇年、二五四頁参照。

(13) 「私はだから、決まりで治められる国家を、その行政の形式がなんなものであらうかべて共和国とよぶ。〔中略〕かべて正当的な政府は共和的である。」ルソーはわれらの「共和的 republicain」いう語に次のような註を付けてゐる。「この語葉によつて、わたしは貴族政や民主政だけを意味してゐるのではない。一般に、一般意志すなわち法によつて導かれるすべての政府を意味してゐる。正当的であるためには、政府は主権者と戻り戻されではないが、主権者のしもべでなければならぬ。」この場合、君主政そのものが共和的である。(O. C. III, pp. 379-380. 邦訳六〇一大一頁)

(14) *ibid.*, p. 406 邦訳九七一八頁。

(15) 先に述べたよつて、ルソーは現実的には貴族政が望ましいと考えていた。たとえば彼は『不平等論』のジュネーヴ共和国への獻辞の中で、ジュネーヴの政体を「賢明な緩和された民主政 un gouvernement démocratique, sagement tempéré」や称えてゐる(O. C., III, p. 112. 本田・平岡訳、岩波文庫、一九七一年、一〇〇頁)。しかし、ルソーがいは人

民主権を放棄しているわけではないことは、同じ文献の次の一節からも明らかである。「私は立法権がすべての市民に共有であるような国をもとめたことでしょう。なぜなら、同一の社会で生活するのにどういう条件が自分たちに適しているかを、彼らほどよく知りうるものはないからです。しかし私はローマ人のような人民投票は認めなかつたことでしよう。というのは、そこでは国家の首長たちや国家の保全に最も関係の深い人々が国家の危急存亡をしばしば左右した討議から除かれ、そしてばかりかげた矛盾によつて、為政者たちが普通の市民のもつ権利を奪われていたのです。」(ibid., pp. 113-114. 邦訳一三頁)

いわゆる、ルソーの『社会契約論』での政体区分は、主権すなわち立法権の所在によって区別するプラン以来の伝統的な区分法とは異なり、行政権の所在による区別であるといふ、さらにルソーの「民主政」の用法には主権の所在を指す場合と行政権の所在を指す場合とがあることがこれまで指摘された(エーテは前者を「広義の民主政」と呼んでゐる。O. C., IV, CVII) 形式的には確かにその通りであり、私自身もその説に従つてきた。しかし、ルソーの叙述を読んでみると、彼自身が主権と行政権とはそれほど截然とは区別できないと考えてゐるようならしがある。つまり、たゞや主権であつても、行政権が少数者や單一者の手にある限りは、何らかの意味で人民主権が制限(あるいは緩和)されてゐるとルソーは考えたのではないか。そしてルソーは現実の人間を想定する限りはむしろそゝした政体の方が好ましいと見なしたようと思われる。いわば詳論することができないが、ルソーのいわした見解はプラトンの「穢健や立憲主義的な種類の民主政」と「極端な民主政」との区分(バーカーによる)に影響を受けてゐるようと思われる(E. Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, 1906, p. 175)。

(16) ルソーは「ラボー家の書簡の中で次のよへと述べてゐる。「何がおいやべく、汝はやあなたの合法的專制の下では私に話せぬことやトれる。私はそれを味わう」とも理解する」ふれであません。そしていは「この本題すなばく論葉しか見えません。その一つが結びつけられても、私どもには何の意味もなつのや。」(C. C., XXIII, p. 240. 邦訳二八五頁)
Leviathan, edited by C. B. Macpherson, Penguin Books, 1968, p. 699. 水田・田中訳『リチャードソン』河出書房新社、一九六六年、四六四頁。なお MacAdam, *op. cit.*, p. 20 参照。

- (18) *De Cive*, Preface, p. 37. たゞ MacAdam, *op. cit.*, p. 21. 約半ド・ルキノス前編書六七一六頁参照。
- (19) タカヒシヨネはシナスの政治外に属する類性の内、「ココト・イ・サハ」（一六五一年）がそれに先立つ『法の原理』（一六〇年）及び『君政論』（一六四一年）が決定的に異なるが、「人格」本人および人格化されたもの」と題する第十章が挿入される。M. Davy “Le corps politique selon le Contrat social de J.-J. Rousseau et ses antécédents chez Hobbes” *Etudes sur le Contrat social*, Paris, 1964, p. 72)。
- (20) *Leviathan*, p. 217. 約一〇八頁（傍訳は原文イタリック）。
- (21) *ibid.*, p. 220. 約一〇四頁（傍訳は原文イタリック）。
- (22) *De Cive*, ch. V, IX, p. 89. (傍訳は原文イタリック)。カルロ・Hobbes, *The Elements of Law*, edited by Ferdinand Tönnies, second edition, London, 1969, p. 104. 参照。
- (23) 以上の点よりカルロ・Davy, *op. cit.*, pp. 75—76. オカルト・カルト・カス前掲書、八五頁参照。それゆえ、カルトが「君政的人格」又「人為的人格」であることは疑問である。*(op. cit.*, p. 400.)
- (24) *De Cive*, ch. V, IX, p. 89. 以上の点よりカルロ・Derathé, *op. cit.*, p. 400. 参照。なお「ココト・イ・サハ」によると、先に述べたよど「人格」から離れたものとして理解するべき意味ある「人為的人格」として用ひられてゐるや、國家は「隸奴的」想の団体 *Absolute and Independent system* であるが、それ以外の団体は「従属的団体 *subordinate system*」と呼ぶ（*Leviathan*, p. 274. 約一〇九頁）。
- (25) *Contrat social*, I, ch. 4, O. C., III, p. 372. 約九一—一〇〇頁。
- (26) *ibid.*, III, ch. 6, p. 408. 約一〇八頁。
- (27) Derathé, *op. cit.*, p. 406.
- (28) *ibid.*, pp. 402—409. オカルト MacAdam, *op. cit.*, pp. 7—8.
- (29) O. C., III, pp. 294—295.
- (30) 以上の点よりカルロ・カルト・カス前編書六七一六頁参照。現在は、判斷を保留しておれたま。

- (31) 藩25頁より26参照。
- (32) O. C. III, pp. 429-430. 藩26-27頁。
- (33) *ibid.*, p. 430. 藩26-27頁。なお、近世の代表概念について H. C. Mansfield, Jr., "Modern and medieval representation," *Nomos*, 11 (1968), pp. 55-82. 参照。
- (34) ハーリー・カス前掲書「丸」-「丸」頁参照。
- (35) *The Elements of Law*, p. 188. なお、ハーリー・カス前掲書「丸」頁参照。
- (36) ハーリー・カス前掲書「丸」頁参照。
- (37) ハーリー・カス前掲書「丸」頁参照。
- (38) ハイニチによれば、正当性の問題は社会契約によって解決され、それ以後は主権者が正当性の壁の壁に規定者であるホーリーの国家と連れて、ルターの国家では、市民が共同体の承認的判断者である。P. Winch, "Man and Society in Hobbes and Rousseau," M., Cranston and R. S. Peter eds., *Hobbes and Rousseau*, New York, 1972, p. 248.
- (39) 鹿沢協訳「ホーリー哲學」「ハイニロ著作集」第1卷、法政大学出版局、一九八〇年、一九一頁。
- (40) 「臣民知事」おおわねがやれを使用するおかげで、ホーリースペルノガのような人々の危険な夢想が永久に残るやうやく。(O. C., III, p. 28. 前三貞次郎訳、岩波文庫、一九六八年、四〇頁)
- (41) *ibid.*, p. 153. 藩69-70頁。
- (42) *ibid.* 藩70頁。なお、Emile, O. C. IV, p. 288. 小説「遊記『ヌール』」上巻、岩波文庫、一九六一年、七八一頁など同じ如きが見出される。)の原文は、「臣民」の次の「壁」である。「壁」とは、強く頑丈に成長した子供とほとんど壁の形をなす。(De Cive, p. 33.)
- (43) O. C., III, pp. 153-154. 藩70-71頁。なお、MacAdam, op. cit., p. 48. 参照。
- (44) A. E. Taylor, "The Ethical Doctrine of Hobbes," *Philosophy*, October 1938 (*Hobbes Studies*, edited by K. C. Brown, Oxford, 1965. 2冊) ; H. Warrender, *The Political Philosophy of Hobbes : His theory of obligation*,

Oxford, 1957. なお、「ルートー＝カヤンターテーヤ」についての説明は、ワーリンス前掲書一四二—一四六頁参照。

- (45) グーゲル「哲學史講義」（ワーリンス前掲書一六六—一六七頁より略用）
- (46) *Leviathan*, p. 160. 稿訳六七頁。
- (47) 「存在の連鎖」の觀念について、アーサー・O・ハガニア、内藤健二訳『存在の大なる連鎖』晶文社、一九七五年参照。ルソーは、一七四九年一月の「存在の大なる連鎖」の觀念に対する批評として、ポートの「存在の大なる連鎖」の觀念に対し、神と被造物との間は不連續であると批判している。「我々は、神と他のいかなる存在、創造主と被造物、時間と永遠、有限なものと無限なものとの間に、中間の原理を規定することができない」（C. C., I, P. 132）。
- ノルマニの批評 M. Cranston, *Jean-Jacques Rousseau*, London, 1982, pp. 152—153. 稿訳。
- (48) ハンクサン・ヘン・野沢訳『ロベスピエの闘争——驟かれた世界から無限の自由へ』日本水社、一九七四年、一五頁。
- (49) *The Elements of Law*, I, ch. 9, § 26, p. 48. なお、A. M. Melzer, *The Natural Goodness of man : on the system of Rousseau's thought*, Chicago, 1990, p. 38 稿訳。
- (50) *Leviathan*, ch. 13, p. 185. 稿訳八五頁。
- (51) *ibid.*, ch. 15, p. 216. 稿訳一〇七頁。
- (52) *ibid.*, ch. 13, p. 188. 稿訳八六頁。
- (53) *ibid.*, ch. 14, p. 189. 稿訳八七頁。
- (54) *ibid.*, ch. 8, p. 139. 稿訳五一頁。
- (55) ハュணバは、ボラトスの自然法の「必然的假言命令」と規定する（前掲書一四〇頁）。カントは実然的假言命令を次のように説明している。「人間は幸福への手段の選択における熟練を、最もせまい意味で利口と呼ぶ」とおもふ。人間の幸福への手段の選択に関する命令的なわち利口の規則は、依然として假言的である。「行為は絶対的に命令されるのではなく、ほかの意図への手段として命令されるのだからである」（野田又夫訳「人倫の形

- 「君主制の基礎」『ヤハル』(主張の名著) 中央公論社、一九七九年、二二四頁)
- (56) たゞやく G. H. Sabine, *A History of Political Theory*, 4th edition, revised by T. L. Thorson, 1973. p. 424.
- (57) ハーバード大学出版社『ホーリー・スカル・アンド・スカル・オブ・リバティ』一五七頁 M. Oakeshott, *Hobbes on civil association*, Oxford, 1975, pp. 132-133. 参照。
- (58) *Leviathan*, ch. 31, p. 404. 参照 | 二〇〇頁。
- (59) Oakeshott, *op. cit.*, pp. 18-20. よりも小説『精神史としての政治思想史』行人社、一九八八年、二二一九一五二二頁 参照。
- (60) 大槻春彦著「人間知性論」『ローラ』(世界の名著) 中央公論社、一九六八年、六八一七〇頁。なおワトキンス前掲書二二六頁 参照。
- (61) おひやくハム、山田・吉川著『蘇軾の政治思想』松嶺社、一九八一年、一九七頁。
- (62) Leo Strauss, *Natural Right and History*, Chicago, 1953, p. 172. 駒崎・石崎著『自然権と歴史』昭和堂、一九七八年、一八九頁。
- (63) O. C., III, p. 153. 参照六九一七〇頁。
- (64) *Leviathan*, ch. 6, p. 126. 参照四二一頁。
- (65) ノーベル著『ホーリー・スカル・アンド・スカル・オブ・リバティ』一五七頁 参照。
- (66) O. C., III, p. 219. 参照一八一頁。
- (67) ノーベル著『ホーリー・スカル・アンド・スカル・オブ・リバティ』 Melzer, *op. cit.*, pp. 36-46 参照。
- (68) O. C. IV, P. 322. 参照二二〇頁。
- (69) ルソーは一七六一年十四四月セのムハイルガイルでの手紙の中、「善そのもののために善をなす」と云ふハムハイルヴィルの見解を批判し、人間は何かの動機のためにしか行動しない存在であり、「自分であってあたかも他人であるかのように行動する想像するのは不条理である」と述べた。しかし、ルソーは、確かに人間の動機すなわち利害関心を一つに区分す

- る。やなわち、物質的な安寧や肉体的快適にのみ関わる「感覚的で触知可能な利害関心」より、われわれの魂の安寧にのみ関わる「精神的あるいは道徳的な利害関心」である。そして、ルソーは、後者こそが、人間を人間たらしめるものだと考えたのである（C. C., IX, pp. 143—144. 『ルソー全集第十三巻』五四[1]—五四[2]頁）。なお、この点については、Derathé, *Le Rationalisme de Jean-Jacques Rousseau*, Paris, 1948 (Reprint 1979), pp. 102—103. 田中治男訳『ルソーの自然主義』木鐸社、一九七九年、一四四頁および一五二頁参照。
- (70) カントの機械論から出る論の再転換の意味については、畠武留「批判・自然・神——カントの「自然」概念への考察」『新潟波講座哲学』第十五巻、岩波書店、一九八五年参照。
- (71) O. C., III, p. 282. 作田裕一訳「ジョネーヴ草稿」『ルソー全集』第五巻、一九七九年、一一七一頁。
- (72) *ibid.*, p. 286. 邦訳一七七頁。
- (73) *ibid.* 邦訳一七七一—一七八頁。
- (74) Cranston, *Philosophers and Pamphleteers*, p. 109. 邦訳一七六頁。
- (75) 加藤周一『サルトル』（人類の知的遺産）講談社、一九八四年、一一五頁。ただし、竹内・矢内原訳では *série* は「集列体」と訳されています（第一巻、人文書院、一九六一年、一一〇五頁）。
- (76) O. C., III, p. 288. 邦訳一七九一—一八〇頁。
- (77) *ibid.*, p. 351. 邦訳一四頁。

（一九九一年一月二十一日受理）